

# 排水設備工事業者指定の申請について

排水設備工事は、町の指定する業者が、工事を希望する個人と契約をすることによって行うこととなります。

この指定業者を希望する業者の方は、下記の要領で指定申請を提出下さい。

## 記

1. (申請受付期間) 随 時
2. (申請書配布及び受付場所) 岬町都市整備部土木下水道課
3. (指定申請の条件)
  - 1) 大阪府内に営業所を有し、排水設備工事を業とする者
  - 2) 責任技術者である者若しくは専属の責任技術者を雇用する者
  - 3) 営業に必要な設備、機材、作業所及び倉庫を有している者
  - 4) 地方税及び消費税を滞納していない者
  - 5) 禁固以上の刑に処せられた者(禁固以上の刑に処せられた者で、その刑の執行を終わり、又は刑の執行を受けることがなくなった者を除く。)でないこと。
  - 6) 禁治産、準禁治産又は破産の宣告を受けていない者
  - 7) 法人である場合には、その役員(取締役又はこれに準ずる者)が前2号に該当する者

※裏面へつづく

#### 4. (指定申請に必要な書類等)

- 1) 排水設備工事業者指定申請書 (町指定の申請書を使用して下さい)
- 2) 責任技術者及び従業員名簿 (町指定の様式を使用して下さい)
- 3) 工事経歴書及び機材設備調書 (町指定の様式を使用して下さい)
- 4) 印鑑登録証明書
- 5) 使用印鑑届 (町指定の様式を使用して下さい)
- 6) 申請する日の属する年度の前の年度に係る納税証明書 (別紙参照)
- 7) 住民票の抄本 (法人にあっては、その定款及び登記簿謄本及び役員名簿)
- 8) 営業所、作業所及び倉庫等の位置図及び写真 (写真は外部及び内部の機械器具等が確認できるように数枚撮影すること。)※写真様式は任意です。
- 9) 業務を誠実にを行う旨の誓約書 (町指定の様式を使用して下さい)
- 10) その他町長が必要と認める書類

#### 5. (その他の注意点)

- 1) 責任技術者の登録申請を本指定申請の前、もしくは同時にしておく必要があります。  
責任技術者登録未申請での指定申請は、受け付けられませんのでご注意ください。
- 2) 指定の可否は、受付後、審査の上、決定し通知します。すなわち、申請＝指定決定ではありません。

排水設備工事業者指定申請に必要な納税（未納税額のない）証明書

— 個人業者 —

○ 税 務 署

消費税関係（その3・未納税額のない証明用）

（申告していない場合も「未納ありません」という証明が出ます。）

○ 府 税 事 務 所（請求書の記入は下記を参考してください。）

個人事業税

	請求事項	徴収金の種類	年度
申告している	確定額又は未納額	個人事業税	申請日の属する 年度の前年度
申告していない	未納の徴収金の額 のないこと	個人事業税	—

○ 市 役 所 または 町 役 場

個人住民税、固定資産税及び軽自動車税

— 法 人 —

○ 税 務 署

法人税及び消費税（その3の3・未納税額のない証明用）

（申告していない場合も「未納ありません」という証明が出ます。）

○ 府 税 事 務 所

法人府民税及び法人事業税

	請求事項	徴収金の種類	年度
申告している	確定額又は未納額	法人府民税 法人事業税	申請日の属する 年度の前年度
申告していない	未納の徴収金の額 のないこと	法人府民税 法人事業税	—

○ 市 役 所 または 町 役 場

法人市町村民税、固定資産税及び軽自動車税



(標準様式 1 - 1)

## 責任技術者及び従業員名簿

氏 名	年 齢	職 名	住 所	採 用 年 月	経 験 年 数
責 任 技 術 者					
そ の 他 従 業 員					

### 証 明 欄

責任技術者 \_\_\_\_\_ をはじめとした上記名簿者は、本会社において、常時雇用していることに相違ありません。

商号又は名称

(代表者名)

印

(注) 従業員とは常時雇用されている職員とし、法人にあつては常勤役員、個人にあつてはその事業主を含むものとします。



(標準様式 1 - 3)

# 機 材 設 備 調 書

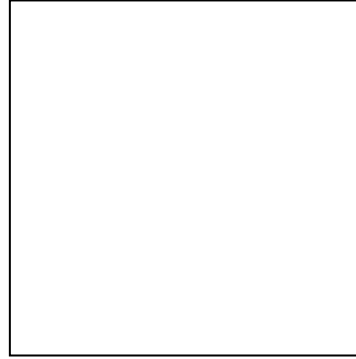
会社名： \_\_\_\_\_

名 称	種 類	能 力	所有数量	備 考

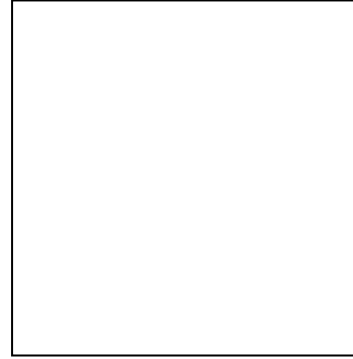
注) 車輛については、自動車検査証(写)を添付すること。

(標準様式 1 - 4)

使 用 印 鑑 届



使用印



実 印

使用印は排水設備工事計画確認申請書及びその他の届出書に捺印していただくものです。

年 月 日

住 所

商号又は名称

代 表 者



会社名： \_\_\_\_\_

営業所の位置図	作業所、倉庫等の位置図

※外観等の写真は別紙のとおり

(標準様式 1 - 6)

# 誓 約 書

大阪府泉南郡岬町長 殿

私は、岬町排水設備工事指定業者として公認を受けた場合、その業務を実施するについて、岬町下水道条例、岬町下水道条例規則及び下水道排水設備工事指定業者に関する規則を遵守し、誠実に履行することを堅く誓います。

年 月 日

住 所

会 社 名

代表社名

印

## 指定業者登録・更新手数料一覧表

指定業者登録			指定業者更新		
新規登録手数料	証書交付手数料	合計	更新手数料	証書交付手数料	合計
10,000 円	1,000 円	11,000 円	5,000 円	1,000 円	6,000 円

\* 紛失、住所変更等で各証書を再発行する場合は証書交付手数料が 1 枚 1,000 円がかかります。

\* 問い合わせ先  
岬町土木下水道課下水道係  
TEL 072-492-2026